

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

ゴルフ会員権取引を注視

Q：税務当局では、ゴルフ会員権取引を重点調査項目に揚げ、目を光らせていると聞きました。本当でしょうか。

A：譲渡がないにもかかわらず、業者と通謀して売買書類を作成、架空の譲渡損を計上し、不正に所得税の還付を受けている例も数多く見受けられるため、税務の執行サイドではゴルフ会員権取引に注視しているようです。

【解説】

税務上では、ゴルフ会員権の譲渡は一般の株式とは異なり、ゴルフ場の株式取得を条件とする株主会員権、預託金形式の会員権など会員権の形式を問わず、総合課税の対象とされるため、他の所得と損益通算することができます。

最近では、ゴルフ会員権の譲渡損失が他の所得と損益通算できることを利用し、年末までに一度ゴルフ会員権を売却し、譲渡損失を計上することにより所得税の還付を受け、その後、もう一度ゴルフ会員権を買い戻すといったケースも見受けられるようです。

また、ゴルフ会員権の名義書換え等の手続きをしないなど、所得税の還付のみを目的とした取引であれば、事実認定の上、調査で否認されるケースもありますので、注意してください。

